

長崎市イノベーション創出支援実証事業等推進費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における地域経済の継続的发展を図るため、新分野における新たなビジネスモデルの創出に資する取組を行う民間事業者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市イノベーション創出支援実証事業等推進費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新分野 情報技術、環境及び生命科学の分野をいう。

(2) 新たなビジネスモデル 新分野において民間事業者が新たに実施する事業への進出又は新製品若しくは新サービスの開発等に資する取組であつて、新たな価値の創出を目指すもの（既に実施している事業の拡大若しくは効率化又は従来製品若しくはサービスの改良を目的とするものを除く。）をいう。

(3) 民間事業者 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）

エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の6第1項に規定する農事組合法人

オ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合

(4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、長崎市内に事務所又は事業所を有する民間事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、新分野における新たなビジネスモデルの創出に資する取組であつて、補助金の交付の決定の日から規則第12条の規定による実績報告の日までに実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から同趣旨の補助金等を受けている又は受ける予定である事業は、補助対象事業対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。)(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 民間事業者が単独で実施する事業 50万円

(2) 民間事業者、大学等の二者以上により構成されるグループ(ただし、大学等のみで構成されるものを除く。)が協業により実施する事業 100万円

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の11月末日(その日が休日(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する休日をいう。))に当たるときは、その日前の休日でない日)とする。

2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、事業計画書(第2号様式)及び収支予算(精算)書(第3号様式)とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 各構成員の役割、事業の実施体制その他必要事項を記載した書類(協業の場合に限る。)

(2) 登記事項証明書(法人の場合にあっては、履歴事項全部証明書)

(3) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類は、省略するものとする。

5 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市イノベーション創出支援実証事業等推進費補助金交付申請書(第1号様式)とする。

(補助金の交付の変更)

第8条 規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止(廃止)承認申請書に添付する書類は、第7条に規定する交付の申請に係る添付書類のうち、変更が生じたものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないもの

であること。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備のうえ、補助をした年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 補助対象事業を実施する年度の翌年度から起算して5年間、市長の求めに応じ、補助対象事業の効果、経営状況等に係る調査への協力をする事。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して1月を経過した日とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業を実施する年度の2月末日のいずれか早い日（その日が長崎市の休日を定める条例第1条第1項の休日に当たるときは、その日前の休日でない日）とする。

- 2 規則第12条第1号の書類は、収支予算（精算）書とする。
- 3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業実施報告書（第4号様式）
 - (2) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し

(財産の処分の制限)

第13条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められた資産の耐用年数とする。

- 2 規則第19条第2号及び第3号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月27日長崎市告示第257号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内 容
(1) 報償費	外部専門家等に対する謝礼金、事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
(2) 原材料・消耗品費	補助事業に直接使用する原材料及び消耗品の購入費（補助対象事業の実施に限って使用するものであることを確認することのできるものに限る。）
(3) 外部委託費	補助事業者が直接実施することができないものについて、第三者に委託又は外注するために支払われる経費
(4) 機械器具借上料	補助対象事業の実施に必要な機器、器具等のリース・レンタルに要する経費
(5) 備品購入費	補助対象事業の実施に必要な機械、備品等の購入に要する経費（補助対象経費の2分の1以内とする。）
(6) その他経費	補助対象事業の実施に必要な経費であって、前各号に属さないもの

長崎市イノベーション創出支援実証事業等推進費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所
事業所名
役職・代表者氏名

長崎市イノベーション創出支援実証事業等推進費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度			
	分野	区分	補助率	補助上限額
申請する補助率及び補助上限額	<input type="checkbox"/> 情報技術 <input type="checkbox"/> 環 境 <input type="checkbox"/> 生命科学	<input type="checkbox"/> 民間事業者が単独で実施する事業	2分の1	50万円
		<input type="checkbox"/> 民間事業者二者以上又は民間事業者及び大学等の二者以上により構成されるグループが協業により実施する事業		100万円
補助事業等の目的及び内容				
補助事業等の経費所要額	円			
交付申請金額	円			
補助事業等の完了予定年月日	年 月 日			
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算（精算）書 3 税の滞納が無いことの証明書（市税、事業税、消費税及び地方消費税（個人にあっては市税）） 4 補助対象者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書（法人の場合）） 5 補助対象経費が確認できる見積書等の写し 6 各構成員の役割、事業の実施体制その他必要事項を記載した書類			

第2号様式（第7条関係）

長崎市イノベーション創出支援実証事業等推進事業計画書

年 月 日

（あて先）長崎市長

事業名					
実 施 者	申請者	所在地 名 称 役職・代表者名			
	構成員（申請者を除く） ※単独枠の場合、記載不要	所在地 名 称 役職・代表者名			
事業費		円			
担当 者 名	所属		TEL		
	氏名				
	メールアドレス				
事業実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
目的					
計画内容		①事業概要（革新性の内容を含めて記載） ②事業スケジュール			
目標		①本補助事業終了後の目標 ②ビジネス化に向けた目標			
効果		①長崎市の産業、経済、社会への波及効果			

第3号様式（第7条、第12条関係）

長崎市イノベーション創出支援実証事業等推進事業収支予算（精算）書

年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地
名 称
役職・代表者名

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
①補助金		
②自己資金		
③その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
合 計		

事業実施報告書

1 実施内容

--

2 事業の成果と課題

--

3 今後の展開や展望

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the section header. It is intended for the user to provide details regarding the future development and outlook.